

第 43 号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「定める者」を「掲げる者」に、「当該各号に掲げる額」を「、当該各号に定める額」に改め、同項第3号及び第4号中「次条の」を「次条第1項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年熊本県条例第3号）第2条第3項に規定する給与の額を基礎として法第2条第4項に規定する平均給与額の例により計算した額（その額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、次条第1項に規定する実施機関が知事と協議して定める額）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。